

# 内務省文書の構造的理解のための基礎的研究

## — 土木行政関係を中心に —

浅井良亮

齋藤智志

### はじめに

本研究は、戦後に散逸したとされる内務省文書の構造的理解に向けて、内務省の所掌事務と文書保存規程の変遷を概括的に捉えるとともに、同省の所掌の一つだった土木行政に関する文書の構成を分析するものである。

内務省は、明治期から昭和戦前期の日本において、地方行政・警察・土木・衛生など内政に関する広範な領域を掌った巨大官庁である<sup>1</sup>。しかし、占領下の昭和二年（一九四七）一二月に廃止された際に文書のほとんどが散逸したとされ<sup>2</sup>、それ以前から庁舎火災や戦後の焼却処分たびたび文書が失われたこともあって、内務省史研究に取り組む上での資料上の制約が指摘されてきた<sup>3</sup>。

その一方で、内務省の所掌事務を引き継いだ諸官庁に内務省文書が保存されている例も多く、それらの文書の国立公文書館への移管・公開が進んできた。特に地方行政関連については、自治省・総務省から移管された内

務省文書について概要や目録が紹介されており<sup>4</sup>、警察行政に関しては、警察庁移管文書や返還文書のうち地方長官・警察部長会議関連が刊行されている<sup>5</sup>。これらを含め、内務省都市計画課・土木局・衛生局・社会局の文書が国立公文書館に移管されていることも取り上げられている<sup>6</sup>。

しかし、内務省の所掌事務は多岐にわたり、国立公文書館移管分に限っても、いまだ全容は把握しきれていない。また、各省庁に存置されている文書や、内務省の出先機関の後継組織などにも、関連文書が多く眠っていることが推測される。その残存状況を幅広く収集・体系化し、そこから内務省文書全体の構造を捉えることができれば、分散的に現存する内務省文書の位置付けが明確化し、研究に利用する上でも有益であろうと思われる。

そこで本研究では、第一に、内務省文書の情報を収集・体系化するための基礎的作業として、内務省の所掌事務の変遷とその移管先を概観するとともに、内務省の文書保存規程の変遷を整理する。その上で第二に、内務省文書の構造的理解に向けた第一歩として、主要な所掌の一つであった土

本行政関係の内務省文書を分析し、その構成を明らかにしていく。

なお本研究では、内務省が作成・取得し保管していた公文書を「内務省文書」として検討の対象とし、太政官・内閣の公文書で内務省に関わるものや、内務省の刊行物は除外することとする。

## 一 内務省の所掌事務と文書保存規程

### 1.1 所掌事務の変遷

本節では、内務省文書が他官庁に移管された可能性を把握する観点から、内務省の所掌事務の変遷とそれぞれの移管先を整理していく。また、網羅的なものではないが、国立公文書館に関連文書が所蔵されている場合はこれを紹介することとしたい。省内担当部局の詳細は【表1】にまとめ、本文では適宜省略する。

#### (1) 総務

秘書・人事・文書処理・会計など省務全般に関わる事務（総務）を担当する組織は当初たびたび変遷し、総務局・会計局・庶務局などが置かれたが、明治三六年（一九〇三）大臣官房に集約された。次節で述べるように、省内の文書の編纂・保存も業務の一つであり、明治後期以降は文書課が担当した。

内務省が廃止されると、その事務は総理庁内事局官房、次いで総理庁官房自治課に移り、地方自治庁、自治庁、自治省と変遷する<sup>10</sup>。自治省から国立公文書館に移管された資料群「内務省文書（地方行政関係）」中には、大臣官房秘書課・文書課が作成・取得部局となっている文書がある。

#### (2) 地方

地方行政は当初独立した部局を有さず、内務省設立時は戸籍寮、次いで庶務局・地理局・内局で扱われたが、明治一八年（一八八五）六月新設の県治局が諸局の首位に据えられる<sup>11</sup>。明治二年（一八九八）には地方局と改名し、以後、選挙の実施を含む地方行政を所掌した。

内務省廃止後、選挙関連は全国選挙管理委員会、財政課の事務は地方財政委員会に移管され、その他は総理庁官房自治課に移ったが、後に自治庁に集約され、次いで自治省となった<sup>12</sup>。この自治省から移管された資料群「内務省文書（地方行政関係）」中に、地方局が作成・取得部局の公文書が多く含まれている<sup>13</sup>。

#### (3) 警察

内務省設立時に警保寮が司法省から移管され、のち警保局（一時、警視局）が内務省廃止まで行政警察に関する事務を所管するとともに、警視庁（当初東京警視庁、一時東京警視本署）が東京府の警察・消防を掌った。昭和二年（一九四六）、警察と消防の事務は内事局を経て国家地方警察本部と国家消防庁に移管された。

国立公文書館には、警察庁移管文書中に「内務省警保局文書」及び「旧内務省等関係」の資料群があるほか、「米国から返還された公文書」中の「返青・内務省等関係」にも警察行政関係の文書が含まれている。

#### (4) 土木

内務省設立時に大蔵省から移管され土木寮が設置、明治一〇年（一八七七）土木局となり、河川治水・利水、道路、港湾などの土木事業を所掌した。昭和一六年（一九四一）九月に土木局は国土局と改称し、昭和一八年（一九四三）一月には新設の運輸通信省に港湾行政のみ移管された。戦後国土局は戦災復興院と合流して建設院となり、昭和三年（一九四八）建設省となった。第二章でその関連文書を詳述する。

表1 所掌事務別の担当部局と移管先

所掌事務	前組織	内務省内の主な部局 (〔 〕内は省外の組織)	移管先
(1) 総務		M7.1 上局・庶務課・記録課・往復課・受付課・用度課、M7.11 第一局～第四局、M8.6 第一局～第五局、M8.9 図書寮・M8.10 往復掛・M9.1 庶務課・翻訳課・用度課・主計課、M9.4 内局・庶務局・図書局・会計課・翻訳課・往復課・M10.1 会計局、M18.6 卿官房・総務局、M19.2 大臣官房・総務局、M24.8 大臣官房・庶務局、M33.5 大臣官房・総務局、M36.12 大臣官房	→S23.1 総理府内務局官房→S23.3 総理府官房自治課→S24.6 地方自治庁→S27.8 自治庁→S35.7 自治省(※1)
(2) 地方		M18.6 県治局、M31.11 地方局	→S23.1 全国選挙管理委員会・地方財政委員会→自治庁→自治省
(3) 警察	司法省警保寮	M7.1 警保寮、M9.4 警保局、M10.1 警視局、M14.1 警保局 M7.1 東京警視庁、M10.1 東京警視本署、M14.1 警視庁	→S23.1 内務局第一局→S23.3 国家地方警察本部・国家消防庁
(4) 土木	大蔵省土木寮	M7.1 土木寮、M10.1 国土局、S16.9 国土局	→S18.11 港湾課が運輸通信省へ →S23.1 建設院→S23.7 建設省
(5) 都市計画		T7.5 大臣官房都市計画課、T11.5 都市計画局、T13.12 大臣官房都市計画課、S12.10 計画局、S16.9 国土局	→S23.1 建設院→S23.7 建設省
(6) 防空		S12.10 計画局防空課、S16.9 防空局、S18.11 外局防空総本部	
(7) 衛生	文部省	M8.6 第七局、M8.7 衛生局	→S13.1 厚生省
(8) 神社・宗教	教部省	M10.1 社寺局、M33.4 神社局・宗教局、S15.11 外局神祇院	→宗教局はT2.6 文部省へ
(9) 社会		T6.8 地方局救護課、T8.12 同社会課、T9.8 社会局、T11.11 外局社会局	→S13.1 厚生省
(10) 勸業	大蔵省庶務課・租税寮勸業課、正院博覧会事務局	M7.1 勸業寮、M9.5 勸商局、M10.1 勸農局 M8.3 博物館、M8.6 第六局、M9.1 博物館、M9.4 博物館	→勸商局はM11.12 大蔵省移管を経てM14.4 農商務省へ →勸農局・博物館はM14.4 農商務省へ
(11) 駅通	大蔵省駅通寮	M7.1 駅通寮、M10.1 駅通局	→M14.4 農商務省
(12) 地理	大蔵省租税寮地理課、工部省測量司	M7.1 地理寮及び測量司、M10.1 地理局、M12.5 山林局分離設置、M24.8 庶務局地理課、M31.11 大臣官房庶務課、M33.5 総務局地理課、M36.12 大臣官房地理課	→M14.4 山林局が農商務省へ →M21.5 天象観測・歴史調製が文部省へ →M23.9 地誌編纂・地図調製が帝国大学へ →M28.4 中央気象台が文部省へ(※2) →S3.11 大臣官房地理課廃止、国有財産事務は大蔵省へ
(13) 戸籍	大蔵省戸籍寮	M7.1 戸籍寮、M9.4 戸籍局、M19.2 総務局戸籍課、M23.6 図書局戸籍課、M24.8 庶務局戸籍課、M26.11 警保局戸籍課、M30.8 大臣官房(※3)	→M31.7 司法省(※4)
(14) 図書	文部省	M8.6 第三局、M8.7 准刻局、M8.9 図書寮、M9.4 図書局、M18.6 総務局図書課、M23.6 図書局、M24.8 庶務局図書課、M26.11 警保局図書課	
(15) 監獄	司法省	M7.11 第二局、M8.5 第一局、M8.11 警保寮、M9.4 警保局、M10.1 警視局、M12.7 監獄局、M18.7 警保局、M30.8 監獄局	→M33.7 司法省
(16) 鉄道	内閣鉄道局	M23.9 鉄道庁	→M25.7 通信省
(17) 北海道		M26.11 県治局北海道課、[M29.4 拓殖務省(※5)]、M30.9 北海道局、M31.11 大臣官房北海道課、M33.5 総務局北海道課、M36.4 地方局	
(18) 外地		M30.9 台湾事務局、M31.11 大臣官房台湾課、M33.5 総務局台湾課、M36.12 大臣官房台湾課・M40.5 大臣官房樺太課、[M43.6 内閣]、T2.6 地方局拓殖課、[T6.7 内閣]、[S4.6 拓殖務省(※6)]、S17.11 管理局	→S21.1 外務省

凡例：特に注記のない記述は『内務省史』各巻および第四巻「内務省及び地方庁の機構の変遷」、「内務省沿革資料」(国立公文書館所蔵、昭48自治00229100)、「内務省沿革資料(寮、局、歴代大臣調)」(国立公文書館所蔵、昭48自治00299100)を参照し、必要に応じて『法規分類大全』と『官報』で確認をとった。分類と順序は『内務省史』をふまえたが、冒頭に「総務」を追加、「神社」関係は「神社・宗教」として社寺局が衛生局の後に置かれたことを考慮して移動、「防空」は「都市計画」の後に、「土族授産」は「その他」に移動し、「戸籍」の後に「図書」を、末尾に「外地」を追加した。Mは明治、Tは大正、Sは昭和、その後の算用数字は年・月であり、特に断りのない場合は設置・移管年月であり、公布・官報掲載・施行の年月が異なる場合は、原則として施行年月、次いで官報掲載年月を優先した。

(※1) (※2) 本文参照

(※3) 明治30年7月31日勅令第253号内務省官制中改正(『官報』第4229号、明治30年8月6日)

(※4) 明治31年7月14日勅令第147号司法省官制中改正(『官報』第4512号、明治31年7月15日)、明治31年10月22日勅令第259号内務省官制改正(『官報』号外、明治31年10月22日)。

(※5) 明治29年3月30日勅令第87号拓殖務省官制(『官報』第3823号、明治29年3月31日)、明治30年8月31日勅令第294号拓殖務省官制廃止(『官報』第4251号、明治30年9月1日)

(※6) 昭和4年6月8日勅令第152号拓殖務省官制(『官報』第732号、昭和4年6月10日)

(5) 都市計画

都市計画行政を所管する部局は、都市計画法が制定された大正八年（一九一九）に大臣官房都市計画課として初めて設置され、一時は都市計画局が設けられた時期もあった。昭和二年（一九三七）には新設の計画局に移管、昭和十六年に国土局が新設されると同局計画課となり、戦後は新設の建設院に統合された。

建設省移管文書中の資料群「都市計画関係」に、都市計画課や計画局が作成・取得部局の文書が含まれている。

(6) 防空

昭和一二年、新設の計画局に防空課が設置されたことに始まり、昭和一六年には防空局に改組され、さらに昭和一八年、外局の防空総本部となった。防空計画、灯火管制、監視、警報、防火・消防、建築などを所掌したが、戦後廃止された。

(7) 衛生

明治八年（一八七五）に文部省から内務省に移管されたもので、衛生局が長く医療や衛生に関する行政にあたった。昭和二年（一九三二）一月、厚生省新設に際して社会局とともに移管された。

厚生省移管文書の資料群「医師、看護婦、薬剤師等免許申請関係」に衛生局医務課、建設省移管文書の資料群「都市計画関係」に衛生局保健課が作成・取得部局となっている文書が確認される。

(8) 神社・宗教

明治一〇年、教部省廃止にともない神社・宗教に関する事務が内務省に移管され、当初社務局が設置されたが、明治三年（一九〇〇）、宗教局と神社局に分離された。宗教局は大正二年（一九一三）の行政整理で文部省に移管された一方、神社局はその後も継続して昭和一五年（一九四〇）に

外局の神祇院となり、昭和二年一月廃止された。

(9) 社会

大正期に大きく発展した行政領域であり、大正六年（一九一七）地方局に救護課が新設、同八年社会課と改められ、翌九年（一九二〇）社会局が新設された。大正一一年（一九二二）には外局の社会局となり、従来の社会行政のほか労働行政が大きな柱となった。昭和一三年一月、厚生省新設にあたり、衛生局とともに移管された。

現在、厚生省移管文書中の資料群「厚生一般・会計関係」、労働省移管文書中の資料群「帝国議会資料等関係」「労働基準法令関係」に、内務省社会局とその部課が作成・取得部局となっている文書が確認される。

(10) 勸業

内務省設立時に大蔵省より移管されたもので、当初は勸業寮、次いで勸商局・勸農局に分かれ、殖産興業政策を推進した。明治八年以降は博物館・博覧会関係業務も内務省が所管したが、明治一四年（一八八二）農商務省新設にあたって勸農局・博物館が移管され、これ以前大蔵省に移管されていた勸商事務も農商務省に移された。

(11) 駅通

内務省設立時に大蔵省から移管されたもので、当初駅通寮、次いで駅通局となった。所管事務は、陸運行政、海運行政、郵便事業、為替貯金事業などからなる。明治一四年、新設された農商務省に移管された。

(12) 地理

内務省設立時、大蔵省から地理寮が移管され、明治一〇年には地理局になった。所掌事務のうち山林関係は明治一二年（一八七九）新設の山林局となり、次いで明治一四年新設の農商務省へ移管された。明治一九年（一八八六）時点の所掌事務は、地籍や官有地等に関わる諸事項、地誌・地図・

気象・暦に関する事項など幅広がったが<sup>14</sup>、天象観測・暦書関連は明治二一年（一八八八）文部省へ、地誌・地図関連は明治三年（一八九〇）帝国大学へ、中央気象台による気象観測は明治二八年文部省へ移管された<sup>15</sup>。明治四年（一八九二）地理局が廃止されたのち、地理行政は庶務局・総務局・大臣官房と移り、昭和三年（一九二八）に国有財産事務が大蔵省移管となつて、大臣官房地理課も廃止された。

現在、林野庁移管文書の資料群「森林管理局関係」中に内務省地理局の出張所や山林局が作成・取得部局の文書があるほか、文部省移管文書中の資料群「第二 教育門つ8（史蹟名勝天然紀念物保存）」に内務省大臣官房地理課が作成・取得部局の一つとなっている簿冊が一件存在する。

#### (13) 戸籍

内務省の設立時、大蔵省から戸籍寮が移管され、戸籍行政が内務省所管となった。初期の内政において重要な意味を持ったが次第に縮小し、戸籍局廃止後は総務局・図書局・庶務局・警保局と移ったのち、明治三一年司法省に移管された。ただし、国籍等の事務は内務省に残り、内務省廃止時に司法省に移管されることとなった。

#### (14) 図書

明治八年、文部省から准刻（出版）事務が移管され、当初は第三局、次いで准刻局・図書寮・図書局へと移る。図書局では図書の出版版權、図書保存、外国文書翻訳などが扱われた。その後、総務局、庶務局にも組み入れられたのち、明治二六年（二八九三）警保局に移つて図書課となった<sup>16</sup>。

#### (15) 監獄

監獄事務は明治七年（二八七四）一月に司法省から移管され、警保局の部課や監獄局に属したのち、明治三三年七月、改めて司法省に移管された。

#### (16) 鉄道

明治三年、内閣直属だった鉄道局を鉄道庁と改称し内務大臣管轄としたが、二年後の明治五年（一八九二）通信省に移管された。

#### (17) 北海道

北海道庁が内務大臣の指揮監督に属したのは明治三年七月のこと、短期間拓殖務省の監督下になった時期を除くと内務省の管下にあった。省内の機構として北海道局が短期間存在したが、その廃止後は指揮監督事務が大臣官房、次いで地方局に移った。この状態は昭和二年七月、北海道開発行政事務が各省に分散移管されるまで継続した。

#### (18) 外地

朝鮮・台湾・樺太関連の事務の所管は省内外にたびたび移ったが、昭和七年（一九四二）拓務省廃止・大東亜省新設にあたって改めて内務省に移され、管理局が設置された。これは昭和二年一月に廃止され、外務省に移管されることとなった。自治省移管の資料群「内務省文書（地方行政関係）」および寄贈・寄託文書の「佐藤達夫関係文書」に、内務省管理局が作成・取得部局の文書が存在する。

上記のほか内務省には、地租改正事務局、関東大震災後の復興局など一時的に特定の事務を扱う部局が存在していたほか、長期にわたつて存続した外局の造神宮支庁などもあるが、これらについては省略する。

以上を改めて整理すると、内務省の事務移管先として、戦前期には農商務省、通信省、司法省、文部省、大蔵省、厚生省、運輸通信省、外務省などが、内務省廃止時には自治庁（後の自治省）、建設院（後の建設省）、外務省、国家地方警察本部、国家消防庁などがあったことがわかる。

また現在、国立公文書館には、大正・昭和戦前期及び内務省廃止時に事務が移管された省庁からの内務省文書が多く存在することを確認したが、

本節で紹介したのは概要に止まるもので、それぞれ詳しい検討が必要になる。本研究は、このうちの土木行政関連を分析対象とするものである。

## 一・二 文書保存規程の変遷

本節では、内務省の文書保存規程の変遷を概観していく。内務省の文書管理に関しては、『日本古文書学講座』に三上昭美氏の解説、『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』（以下、『史料集』と略記）に関連資料と下重直樹氏による解説が収録されているほか<sup>17</sup>、渡邊佳子氏が他の省庁との比較において論じているが<sup>18</sup>、本研究では文書残存状況の理解に資する観点から、編纂・保存・廃棄に関わる規程を中心に概要を整理したい。【表2】は関連資料を『史料集』から抜粋し、『法規分類大全』所収及び国立公文書館所蔵の関連資料を追加したものである。これをもとに、先行研究を適宜参照しながら論述していく。

### 一・二・一 内閣制度以前

内務省では明治七年一月の設立当初から記録課が設けられ、ここに決裁処理済の回議文書を収集・編纂することになっていた（表2-1）。二月に内達された「内務省処務順序」では、処理済の文書は主任寮司に一旦戻して浄書を寮司に留め、原書は記録課に送ることとされている（表2-2）。しかし七月には、処理済文書は直接記録課に送られ、原書を記録課が浄書して主任寮司課に送る形に改められた（表2-3）。

同年十一月、新設の第三局第二課（編纂）が「回議原書及一切ノ公文」の編纂その他の業務を担うこととなる（表2-4）。明治八年六月には第三局が第二局に編成替えされ（表2-5、

表2 内務省の文書保存に関する資料

番号	標題	文書区分及び番号	『史料集』 番号	『法規分類大全』 巻・頁	国立公文書館請求 番号
1	回議文書記録課へ交付	明治7年1月20日内務省達第21号	6	11巻119頁	昭46総00607100
2	内務省処務順序	明治7年2月24日内務省内達	9	11巻81-87頁	
3	謄写回議ヲ以テ原書ニ換用セシム	明治7年7月4日内務省達第22号	11		昭46総00607100
4	省中各課ヲ廢シ四局三課ヲ置ク	明治7年11月15日内務省ヨリ各局課へ達		11巻149-153頁	
5	内務省中各局ヲ廢シ更ニ六局ニ掛ラ置キ事務分掌ヲ定ム	明治8年3月30日内務省達		11巻157-160頁	
6	各局改正	明治8年6月12日内務省達乙第76号		11巻53頁	
7	第二局分課職掌ヲ仮定ス	明治8年7月12日第二局所定		11巻202頁	
8	第二局編纂処務順序	明治8年7月12日内務省制定	14	11巻202-204頁	
9	第二局保存掛処務順序	明治8年7月12日内務省制定	15	11巻204-206頁	
10	圖書寮ヲ置ク	明治8年9月28日布告太政大臣署名第147号		11巻54-56頁	
11	編纂例言並内政編年録凡例	明治9年1月4日内務省作成	20		単01800100
12	圖書寮職制章程ヲ更定ス	明治9年1月12日内務省ヨリ圖書寮へ達		11巻217-220頁	
13	圖書寮分課ヲ定ム	明治9年1月14日圖書寮伺		11巻220-221頁	
14	保存回議ノ種類改正	明治9年2月10日内務省圖書頭決裁	21		昭46総00607100
15	圖書寮編纂課処務順序改正	明治9年2月内務省圖書寮内達	22	11巻221-225頁	
16	公文原書編纂保存規則	明治9年4月内務省（圖書局）制定	23		単01800100
17	戸籍警保圖書三寮ヲ廢シ内局及警保戸籍圖書三局ヲ置ク	明治9年4月17日内務省ヨリ各寮局課掛へ達		11巻162頁	
18	局課改正	明治9年5月2日内務省達乙第52号		11巻58頁	
19	圖書局編纂課処務順序改正（※1）	明治15年3月10日内務省制定	30		単01800100
20	内務省処務条例	明治18年7月2日太政官閣議決定	33		公03922100
21	内務省処務条例改正	明治19年1月16日内務省制定		11巻129-140頁	
22	内政類典例言改正	明治19年1月日欠内務省制定	34		単01800100
23	内務省文書保存規則並細則	明治19年6月29日内務省内達	37	11巻192-199頁	
24	内務省文書保存規則改正	明治21年7月14日内務省制定	39	72巻219-229頁、 77巻286-321頁	類00344100
25	文書保存規則中ヲ改正ス	明治21年11月30日内務省ヨリ各局課へ達		72巻230-231頁	
26	文書保存規則中ヲ改正ス	明治23年3月17日内務省ヨリ各課局へ訓令		72巻231-232頁	
27	省号ナキ文書ノ編纂・保存及廃棄ニ關スル件	昭和7年4月25日内務省地方局局長書記通牒	46		昭48自治00232100
28	内務省文書保存規程	昭和7年4月30日内務省訓令第1212号	47		昭47厚生00003100
29	内務省文書保存規程改正	昭和11年12月24日内務省訓令第1059号			昭48自治00232100
30	内務省文書保存規程改正	昭和15年12月21日内務省訓令第939号			昭48自治00232100

凡例：『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』（『史料集』）掲載分は同書記載の史料番号、『法規分類大全』掲載分は巻数・頁数、国立公文書館所蔵資料は請求番号をそれぞれ記載した。「標題」には、『資料集』掲載分は同書記載史料名、『法規分類大全』掲載分の場合は目録掲載名、国立公文書館所蔵資料のみの場合は著者任意のものを記した。

（※1）『史料集』では「単行書・元老院職官部書類」（国立公文書館所蔵、請求記号：単01800100）所収の謄写を底本としており、これは明治19年2月12日に元老院庶務課の求めに応じて内務省総務局記録課が謄写・提出したのだが、『法規分類大全』に掲載されている明治15年3月10日「内務省圖書局処務順序」（11巻238-240頁）および明治16年5月23日「圖書局編纂課処務順序改正」（11巻251～253頁）とは条文に若干の相違がある。

6)、第二局編纂掛が「省内ノ回議原書」の調査・分類編纂を、同局図書保存掛が公文の保存や各寮局への貸与を担当することとなった(表2-7)<sup>19)</sup>。このとき定められた「第二局編纂処務順序」によると、公文を重要度に応じて三部に分け、①他日の証拠とすべき緊要の書類は第一部(二葉謄写し一本を主任に交付、一本を編纂用とし、原書を保存)、②成規定例により卿の名をもって処分した書類は第二部(一葉謄写し主任に交付、原書を編纂用とする)、③摘録の上で原書を主任に送付する書類を第三部とすることなどを定めた(表2-8)。「第二局保存掛処務順序」では、文書収蔵時の分類や貸出し手続き、文庫の開閉・掃除等の管理規程も設けられた(表2-9)。

明治八年七月の庁舎火災後、第一局は準刻局と合流して九月に図書寮に編成替えされ(表2-10)、明治九年(二八七六)一月には編纂・出版・庶務の三課体制となる(表2-12、13)。この図書寮時代には、文書編纂・保存に関して新たな規程が追加された。編纂形式については同年一月、「内政編年録」と「内政類典」の二種を編纂する方針が示され、容易な前者から取り組むこととした(表2-11)<sup>20)</sup>。また、同年二月の「図書寮編纂課処務順序」では公文を二部に分け、第一部は謄写を主任に送り原本を編纂の用に供するもの、第二部は件名を件名簿に記載して原本は主任に返付するものとしている(表2-15)。前述の①・②の区別は庫内の置き場所の違いのみで有名無実になっていたためである(表2-14)。同年四月には「公文原書編纂保存規則」(表2-16)が設けられ、「第一類」本議・府県稟議、「第二類」本議・府県稟議で局長専決処分のもの、「第三類」届書・建白、「第四類」照会・通知の四類の区分が設定されて、第一・三類はその類別に編年で編纂し、第四類は原紙を本局に留めず主任局に返付することなどが定められた。

明治九年四月、図書寮は図書局に改められる(表2-17、18)。明治

一五年(二八八二)、図書局の各掛が課に改められた際の「編纂課処務順序」(表2-19)には、内政類典、内政編年録、各種の便覧の編纂を行うことが定められたほか、従前の「公文原書編纂保存規則」で設定された重要度に基づいて、謄写を主任に送って原書を編纂の用に供する場合と、原書を主任に送付する場合とが分けられている。

このように、処理済文書を一律に収集保存するという大まかな規定から、選別の上で編纂を行う規定へと順次整備され、保管や貸出等の規定も加わるようになったのである。また、謄写作成に関する規定が設けられていた点も、後の規定との違いである。

なお、内務省は当時、省内のみならず全国の官庁の文書編纂・保存を企図していたことが知られており、各地から文書目録が提出された場合もあったが、これは内閣制度創設後に廃止された<sup>21)</sup>。

#### 一・二・二 内閣制度創設後の「内務省文書保存規則」

内閣制度の創設は、文書の処理・施行・保存の三過程に即した内務省文書管理体制が、一応の完成をみるに至った画期と言われている<sup>22)</sup>。処理・施行に関する制度は省略し、文書の編纂・保存に関してのみ確認すると、組織面では明治一八年六月、図書局を廃して編纂・保存事務が新設の総務局第二部に移り(表2-20)、翌年一月には総務局記録課が担当することとなる(表2-21)。規則の面では明治一九年六月「内務省文書保存規則並細則」が設けられたことで、体系的な文書編纂・保存の規定が成立した(表2-23)。

同規則では、①内務省と各局の文書を記録課に収集整頓、保存すべきことを述べた上で、②文書を永久保存、一年保存、六か月保存に区分すること、③必要に応じて編纂前に一旦主任に回付すること、④保存文書は謄本を作

らず原本を使用するため取扱いに注意すること、⑤保存期限を終えて廃棄すべき文書は記録課長が検査し、印章など転用の恐れあるものは塗抹または裁断して会計局に回付することなどが定められた。細則では、文書の整理・保管・閲覧・貸出の手続き、文庫の管理についても詳記され、永久保存文書の類別を示した「公文類別部目」（「土木」部の下に「道路」等の各目、「道路」目の下に「開鑿」等の各款を設けるなど）も設けられた。

この規則・細則は明治二十二年七月の改正によって、細則の内容を組み込んだ「内務省文書保存規則」となる。主な変更点は、文書の種別区分が永久保存、二〇年間保存、五年間保存、一年間保存の四種となり、その区分の基準が「公文種類区別標準」として詳記されたこと、「公文類別部目」が文書全体を対象とするものになったこと、秘密文書の扱いについて追加されたことなどである（表2—24）。この改正後の規則の概要を【表3】にまとめた。

同規則はさらに同年一月、明治二十三年三月に一部改正されているが、前者では「公文類別部目」に依らない編纂方式の導入（各局に大別後、「局議閣省庁府県等二細分」。類目は付箋に記入）その他管理方法の変更、後者では文書の保存年限を永久保存・二〇年間保存・一〇年間保存・五年間保存・一年間保存の五種に分ける変更が行われた（表2—25、26）。

以上のようにこの時期、記録課での謄写作成業務が省かれて原本利用の原則が明記されるとともに、保存年限と廃棄手順が明記され、秘密文書の扱いも規定に加わったのである。なお、文書の編纂・保存業務は、明治二四年大臣官房記録課に移った後、明治二六年には他の文書処理業務とともに文書課に一本化され<sup>23</sup>、以後一時的に総務局に文書課が移管された時期を除き、一貫して大臣官房文書課が文書保存を担うこととなった。

### 一・二・三 昭和期の「内務省文書保存規程」

昭和七年（一九三二）、「内務省文書保存規則」にかわる新たな規定として「内務省文書保存規程」（表2—28）が設けられた。【表3】に示した概要をもとに、両者の違いを確認したい。

第一に、文書課だけでなく各主務局での文書保存についても幅広く規定されるようになったことが挙げられる。省号のある文書の場合は、原則として文書課記録掛が收受・編纂するが、主務局で必要期間留置・編纂して文書課に引継ぐことも可能とされた。また、省号のない文書は主務局長の定めにより主務局で収集・編纂することとし、これを文書課に引継ぐことも、主務局で保管・廃棄することもできることとした<sup>24</sup>。処理済の文書を主務局で関係成案文書に合併する規定も設けられており、機密文書についても文書課ではなく主務局で編纂・保管する（ただし、文書課への引継ぎも可とする）形に変わった。総じて、文書保存における各主務局の役割が拡大していることがうかがえる。

第二に、保存年限による区分がさらに細分化されて六分類となり（永久保存、三〇年、二〇年、一〇年、五年、一年）、それぞれの基準が具体的に示された。

第三に、編纂方法については「暦年編纂録」と「件別編纂録」の区別が設けられた。後者は、河川使用、軌道敷設、水道敷設、下水道敷設、路線認定など、同一事件に関連し一括保存を要するものを対象とした編纂方法となる。

そのほか、文書の一部をなす容量の大きい図書の分離保管を可とする規定などが追加されている。一方で、謄本を作成せず原本を利用するとの規定はなくなった。すでに原本の編纂・保存と利用が一般化していたためと推測される。

表3 「内務省文書保存規則」と「内務省文書保存規程」の概要比較

	内務省文書保存規則(明治21.7.14改正)	内務省文書保存規程(昭和7.4.30)
規程の位置付け	本省・各局の文書は一切記録課に収集・整理し、2条の種別により保存・廃棄する(1条)	文書の収集・編纂・保管・廃棄は本規定により行う(1条)
保存期間の分類	第一種…永久保存すべき文書 第二種…20年間保存すべき文書 第三種…5年間保存すべき文書 第四種…1年間保存すべき文書(2条) 記録課長・主管局課長合議の上、総務局長の指揮を受けて保存年限の加除を可とする(3条)	第1類…永久保存 第2類…30年保存 第3類…20年保存 第4類…10年保存 第5類…5年保存 第6類…1年保存(2条) 文書課記録掛保管文書は主務局長の申出に基づき文書課長において、主務局保管文書については主務局長において、適宜保存期間を定める(3条)
保存期間の起算 文書の合併	[省略](4条) [なし]	[省略](5条) 編纂前の処理済文書は主務局で関係成案文書と合併可(6条)、記録台帳登録文書を機密文書・省号なき文書に合併した際は文書課長へ通知(6条)
文書受入れ	各局課回議施行後に記録課が收受・件名簿に記載、主任再回を要するものは主任に送付、不完全のものは主任に完備を求める(9～10条)	省号ある文書は処理済後に文書課記録掛が收受し記録台帳に記載、主務局再回を要する文書は主務局に交付し、主務局で使用後速やかに記録掛に返戻(8～11条) 文書の一部をなす図書が容量巨大の場合は分離保管可(11条)
編纂方法	歴年度をもって分界とし、保存年限と類別部目〔局別に「部」を大別したのち、所掌事務別に「目」「款」に細分〕により区分、決行施行の月日で編纂(5条)	省号ある文書は省号・処理年月日・類別を標記(13条)、「暦年編纂録」(処理終了の暦年ごとに取りまとめ)と「件別編纂録」(河川使用・軌道敷設・水道敷設・下水道敷設・路線認定その他を一括保存)に分けて編纂し台帳登録・目録作成(14～19条)
各局課の取扱いと 文書課への引継ぎ	回議書施行後に主任再回の場合は5日迄借留可、延長は要手續(19条) 各局課で常備を要する場合は記録課に合議し総務局長の承認を要す(20条)	省号ある文書で主務局で常備を要するか関係文書添付の必要ある文書は必要期間中留置可(10条)、主務局で編纂して文書課記録掛に引継可(20条) 省号ない文書は主務局長の定めにより主務局で収集、編纂する。文書課記録掛に引継ぎも可(12条、21条) 省号ない文書は主務局長の定めにより主務局で保管(32条)
原本と謄本	原本を参考証拠の用に供すため取扱いに注意(6条) 原本を使用すべからざる文書は謄本を作り普通文書中に収め原本は特別に保存(7条)	[なし]
文書の保存管理 閲覧	[省略](11～15条) [省略](16～17条)	[省略](22～23条) [省略](25条)
貸与・借覧	局課に貸与の場合は証書と交換(17条) 返納期限5日、延長は要手續(17、18条) 参照として新回議に添付の場合は記録課に通知(18条)	借覧の際は借覧証書を文書課長に提出。返却期限10日、延長時は都度手續(26～27条) 他の成案文書に参考添付の場合は文書課記録掛に通知(28条)。 [その他他官庁からの貸与依頼の手續きについて、省略](29条)。転貸不可(30条)
廃棄	保存期限を終えた文書は記録課長点検、総務課長判定後、件名簿等に廃棄を記録の上、印章等は塗抹又は裁断し会計局に交付。即時廃棄の文書は記録課長限り随時処分し会計局に交付(8条)	歴年編纂録・件別編纂録のすべては保存期間満了時は文書課長・主務局長協議の上廃棄、台帳にその旨記載(33条) 省号のない文書は主務局長の定めにより主務局で廃棄(34条) 不用品として物品会計官吏に交付後、焼却などの処置を講じ、印章その他転用の恐れあるものは現形を残さないよう注意(35条)
書庫の管理 秘密文書(機密文書)	[省略](21～25条) 【甲号 秘密文書保存規則】 記録課長を秘密文書の編纂保存の責に任ずる(1条) 永遠発露すべからざるもの、処分中秘密を要するもの2種とする(2条) 処分済の秘密文書は封印し直接記録課長に授付(3条)、普通文書の例に準じて編纂保存し、書箱の管鑰は記録課長管理(4条) 主任外の閲覧の場合は主任承諾証を記録課長に示し当該部分のみ閲覧(5条) 官吏進退その他大臣次官の特命で記録課長に授付しないものは例外(6条)	[省略](24条、45～48条) 省号ある機密文書は文書課往復掛より主務局に返付(36条)。返付を受けた省号のある機密文書、および主務局で処理を終えた省号のない機密文書は、保存上機密扱いの必要ないものは機密の標示を朱抹して普通文書として扱い、保存上機密扱いの必要あるものは主務局で編纂し必要期間保管(38条) 編纂は暦年編纂録とするが件別編纂録も可(39条) 主務局で保管の必要がなくなった機密文書は文書課記録掛に引継ぎ可(40条) [その他閲覧、借覧、廃棄について、省略](41～43条)
保存年限の種別	【公文種類別標準】 第一種：法律規則の制定更正非常または特殊の処分その他事の創設に関する文書 第二種：法律規則執行上の疑義に対すすでに他の府県等へ指令回答した例を照らして指令回答した文書、または永久保存を要せざるも10数年間参照の供用ありと認める稟議および届の類 第三種：経費その他金銭出納に関し決算報告を終えたのちは不要に帰するもの、または処分済み上申報告の類あるいは両三年間参照の供用ありと認める文書 第四種：原簿、台帳等に登録を終えた諸申簿、官吏身分に関する諸願届請書、出勤簿、調査を付した諸報告ならびに製表の材料、期約もしくは免許の効権保護の効消滅したものの、一時の処分を終えた上申往復の類	[以下20年保存の例のみ抜粋](4条) 1. 訓令、通牒、告示、広告または内規にして重要なもの。2. 請願。3. 建議または陳情にして特に重要なもの。4. 報告、届出、復命または調査にして重要なもの。5. 許可、認可、特許、登録または契約等にしてその法律関係の10年を超えるものにして重要なもの。6. 行政訴訟または民事訴訟に関するものにして重要なもの。7. 褒賞条例による表彰にして重要なもの。8. 官吏または待遇官吏の給与。9. 定期および定例の賞与を除くほか囑託または雇員の進退、身分または賞罰。10. 囑託または雇員の履歴書。11. 会計検査院に対する弁明にして重要なもの。12. 右のほか10年以上の保存を必要と認めるもの
その他		社会局主管文書の保存は社会局長官の定めるところにより社会局において行う(49条) 明治28年3月13日内務省文書保存規則、内務省機密文書保存規則、公文区分標準はこれを廃す(50条)

凡例：細部の内容は適宜省略した。〔 〕内の記述は筆者注記。

この「内務省文書保存規程」は昭和十一年（一九三六）、昭和十五年の二度改正されたが（表2—29、30）、特に一年の改正時には大幅な文言の整理が行われている。内容上の変更点としては、文書課に設けるべき帳簿類の規定や、文書の合併に関するより詳しい規定が加わり、事務参考の調査書類なども文書課に引継ぎ可としたこと、借覧期限が一月と長期化したこと、機密文書の廃棄が規定されたことが挙げられる。

なお、外局である社会局主管文書の保存は、社会局長官の定めにより社会局で行うこととされていたが、同局は独自に文書管理に関する規定を設けており、その他の各局課においても、それぞれの規定が存在したことが考えられる。『史料集』には、社会局および警務課の文書管理規程が収められている<sup>25</sup>。

## 一・二・四 規定外の焼亡

ここまで文書保存制度が整備されていく過程を見てきたが、こうした規定にかかわらず、火災・災害や戦後の混乱の中で、内務省文書はたびたび焼亡・処分されたことが知られている<sup>26</sup>。

明治八年七月三日、内務省庁舎が火災に見舞われ、設立以来の文書の大半が灰燼に帰した。これに対して図書寮では同年度から焼亡文書調査が始まり、各庁への派出、地方への照会により、文書の謄写収集を試みた<sup>27</sup>。明治一〇年完了時の内務省年報によると、焼亡したのが公文四万二、二七四件、附属書類四万四、八八二綴、帳簿七、九六七冊、書籍一万一、七〇七冊、絵図類五八〇枚に対し、明治八年度から一〇年度にかけて収集し得たのは公文二万六、九六一件、附属書類三、三四七綴、帳簿七七七冊、書籍一万七三〇冊、絵図類のみ増加し一、五七六枚であった<sup>28</sup>。

関東大震災でも庁舎火災に見舞われ、多くの文書が焼失した。『大正震災

志』では、内務省で焼失した文書として、警保局図書課の納本書籍・雑誌・新聞等、官房文書課保管の琉球藩記録類・藤波子爵家記録・幕府引継資料等、神社局や造神宮使庁の蔵書が挙げられているが<sup>29</sup>、これには不正確なところもあるとされる<sup>30</sup>。

その一方で、震災による焼亡を免れた文書もあった。当時官房秘書課雇だった遠山範重の談として、本省・各府県別の高等官の履歴書綴、略履歴記載台帳、その他の書類を大臣官邸に運んだ話という話が伝えられている<sup>31</sup>。また、川村芳次の回想によると、「内務省創設以来の省議決定や行政実例などの重要なものだけを重点に持ち出そうということになり」、簿冊を大臣官邸に運んだという<sup>32</sup>。

終戦直後には文書の焼却も行われた。当時官房文書課事務官だった大山正は、「内務省の文書を全部焼くようという命令が出まして、後になってどういう人にどういう迷惑がかかるか分からないから、選択なしに全部燃やせということ、内務省の裏庭で、三日三晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました」と回想している<sup>33</sup>。一方、社会局の移管先である厚生省に勤めていた伊藤謹二の談として「私の関係しておつたところでは殆ど焼かなかつたので後で何等不便を感じなかつた」という証言もある。また、敗戦時における地方機関への焼却指示について検討した加藤聖文氏は、内務省の指示で焼却対象とされたのは一般的に機密文書であったと指摘している<sup>35</sup>。なお、国立公文書館の「米国から返還された文書」中に内務省文書が多数含まれていることから、連合国側に接收された文書があったこともうかがわれる。

内務省文書のうち何が失われたかについてはなお不明瞭な所が多いが、現存する文書の情報を収集・検討する際には、これらの事情を考慮する必要があるだろう。

## 二 内務省の土木行政関係文書について

本章では、内務省が作成・取得し保管していた公文書のうち、土木行政に関する文書について取り上げる。

土木行政は、明治六年（一八七三）の内務省の設立から昭和二年の廃止に至るまでの間、一貫して同省が所掌した行政事務である。したがって、土木行政に関する文書は、近代を通じて内務省の文書管理のあり方に規定され続けてきたものであり、これらに着目することは、内務省文書の全体像を検討する第一歩として好事例になると考える。

ただし、土木行政と一言で表しても、その対象とする事務は多岐にわたる。内務省研究の基本文献である『内務省史』においても、「第五章 土木行政」には河川・砂防・港湾・道路・上下水道・公有水面埋立て及び運河といった項目が立項されており<sup>36</sup>、その所掌とする土木事務がいかに広範であったかが窺える。

そこで、検討にあたっては、土木行政を分掌した部局単位での区分を設定する。後述するように、長らく土木行政を掌った内務省土木局は、道路課・河川課・港湾課の三課体制であった。加えて、本省が策定した直轄工事を実施するため、全国に地方機関が設置された。こうした点を踏まえ、本章においては、道路行政・河川行政・港湾行政・実施機関の四つの区分を設定し、検討を行うものとする。

なお、土木行政部局においては、右記の事務系部局とは別に、技官を中心に構成された技術系部局（技術課など）が存在した。これらの部局については、組織構造のあり方が事務系部局とは大きく異なることから、今回の検討においては対象外とする。

## 二 一 土木行政部局と所掌事務の変遷

ここでは、内務省における土木行政部局と所掌事務について、その変遷を確認する。

### 二 一 一 太政官制下の土木行政部局

内務省の土木行政部局は、明治六年一月に設置された、土木寮に始まる。明治七年一月九日に定められた内務省事務章程には「道路川河ヲ修理スルノ法則ヲ施行スル事」の事項があり<sup>37</sup>、内務省が所掌する土木事務として、道路・堤防・橋梁の設置改修が定められた。これらの事務を分掌するのが、土木寮とされた。

明治一〇年一月、太政官制の改正に伴って、土木寮は土木局と改称された。以後、昭和一六年九月に国土局と改称されるまで、土木局は内務省の土木行政を掌った。

初期の土木行政においては、土木分野ごとの分課体制は未確立であった。土木寮には専務課・諸務課の二課が、土木局には庶務課・工務課・会計課の三課が設置されたが<sup>38</sup>、各部局の名称が示すように、この当時の分課は実施業務と管理業務の別に則した体制であった。

### 二 一 二 内閣制下の道路行政部局

明治一八年二月、太政官制が廃止され、内閣制が創設された。これを受けて、明治一九年二月二六日、内務省官制が改正され、省内の分課体制に大きな変化がもたらされた。内務省土木局においては、治水課・道路課・計算課の三課が設置され、ここに土木分野別の分課体制が確立されること

となった<sup>39</sup>。

道路行政については、道路課が分掌した。道路課は、大きな組織的変化を経ることなく、昭和二年二月の内務省廃止に至るまで、近代日本の道路行政を掌った。

道路課の所掌事務が明記されたのは、管見の限り、明治二十四年八月十六日に定められた「内務省分課規程」が最初である<sup>40</sup>。ここでは、道路課の所掌事務として、「道路橋梁等ノ工事並其府県工事ノ監督ニ関スル事項」および「鉄道ニ関スル事項」が挙げられている。つまり、道路課の所掌事務は、①道路・橋梁の工事、②府県工事の監督、③鉄道関連事務の三つとされた。

ただし、明治二十六年一月九日には分課規程が改正され<sup>41</sup>、道路課の所掌事務は「府県経営ノ道路工事其他公共ノ道路工事ニ関スル事項」および「府県道路工費補助ノ調査ニ関スル事項」と定められ、前出②の府県工事の監督・補助に限定するかたちに改められた。所掌事務が限定された理由としては、前出①の道路・橋梁工事については省内に新設された直轄工事課の所掌となったこと、前出③の鉄道行政については前年の明治二十五年七月に内務省から逋信省に所掌が移されたこと、などが挙げられる。

このように、所掌事務の範囲が限定された道路課であったが、明治末頃から段階的に所掌事務を拡大していった。明治四四年（一九一一年）四月一二日に改正された分課規程には、「道路及軌道ニ関スル事項」および「道路工費ノ補助ニ関スル事項」とあり、所掌に軌道に関する事務が追加された<sup>42</sup>。また、大正一三年（一九二四年）二月二〇日に改正された分課規程では、「道路ニ関スル事項」「軌道ニ関スル事項」に続いて「上水道下水道ノ工事及其補助ニ関スル事項」「土地収用ニ関スル事項」とあり、所掌に上下水道工事および土地収用に関する事務が追加された<sup>43</sup>。その後、昭和一六年九月に土木局が国土局に改称されると、それを受けて改正された分課規程にお

いて、道路課の所掌は「道路ニ関スル事項」「軌道ニ関スル事項」「上水道下水道ニ関スル事項」のほか「自動車道事業及自動車運輸事業ニ関スル事項」などとされ、土地収用に関する事務が削除され（土木局総務課に移管）、自動車事業に関する事務が追加された<sup>44</sup>。

## 二・一・三 内閣制下の河川行政部局

河川行政については、明治十九年二月の内務省官制改正によって、治水課が分掌することとされた<sup>45</sup>。明治二十四年八月に定められた内務省分課規程には「河川堤防港湾等ノ工事並其府県工事ノ監督ニ関スル事項」とあり、治水課の所掌は河川堤防や港湾における工事および府県工事の監督とされた<sup>46</sup>。

明治二十六年一月に分課規程が改正されると、治水課の所掌事務は大きな変化を迎えた。まず、所掌範囲として「衛生工事ニ関スル事項」「水面埋立ニ関スル事項」といった、衛生工事および公有水面埋立に関する事務が追加された。また、従前の河川堤防・港湾工事については、「府県経営ノ河海工事其他公共ノ河海工事ニ関スル事項」「府県河海工費補助及衛生工費補助ノ調査ニ関スル事項」と改められ、道路課と同様に、府県工事の監督・工費補助に限定されることとなった<sup>47</sup>。

明治四四年四月、治水課は河港課に改称された。河港課の所掌事務は、「河川港湾ニ関スル事項」「砂防ニ関スル事項」「公有水面ノ埋立使用ニ関スル事項」などとされ、砂防に関する事務が追加された<sup>48</sup>。その理由は、明治三〇年（一八九七）三月に砂防法（明治三〇年法律第二九号）が公布されたことに伴い、その関連事務を同課が引き受けたことによる。

大正一三年四月、土木局に港湾課が新設され、河港課は河川課に改称された。同年一二月に改正された分課規程では、河川課の所掌事務は「河川

二関スル事項」「砂防二関スル事項」「湖沼ノ埋築干拓及使用二関スル事項」に加えて「水利二関スル事項」「災害土木工事国庫補助二関スル事項」「土木統計及直轄工事年報ノ編纂二関スル事項」が追加され、大幅に拡大した<sup>49</sup>。水利に関する事務については、大正期には工業化の進展に伴う水力開発が盛んに進められ、全国各地の河川において発電目的での河水利用の需要が高まったことへの対応とみられる。また、災害土木工事の国庫補助に関する事務については、前年に発災した関東大震災の影響を受けて追加されたものと考えられる。

昭和一六年九月に改正された分課規程において、河川課の所掌事務は、「河川二関スル事項」「砂防二関スル事項」「水利二関スル事項」「湖沼ノ埋築干拓及使用二関スル事項」「災害土木工事二関スル事項」に続いて、「河水統制二関スル事項」「水力工事二関スル事項」とされ、河水統制および水力工事に關する事務が追加された<sup>50</sup>。この背景には、大正期に水力開発が進んだことを受けて、電力不足の解消と水量調節による水害の抑制を目的に、ダムによる河水統制事業が本格的に着手されたことを受けたものと思われる。

## 二・一・四 内閣制下の港灣行政部局

港灣行政については、長らく河川行政と未分化の状態が続き、河川行政部局である治水課・河港課が所掌した。こうした状況のなか、大正一三年四月一日、土木局に港灣課が新設されたことで、港灣行政が河川行政から分離・独立することとなった。

同年一二月に改正された内務省分課規程によると、港灣課の所掌として、「港灣二関スル事項」「運河二関スル事項」「海面ノ埋築干拓及使用二関スル事項」が掲げられた<sup>51</sup>。すなわち、港灣課は港灣や運河に関する事務を所掌し、加えて公有水面埋立てに関する事務については、湖川の範囲となる案件を

河川課が、海面の範囲となる案件を港灣課がそれぞれ分掌することとされた。こうした所掌は、昭和一六年九月の国土局への改称においても、変更されることはなかった。

なお、港灣行政については、内務省の廃止を待たず、昭和一八年一月に運輸通信省が設置されることに伴い、同省に移されることとなった。

## 二・一・五 土木行政の実施機関

土木行政の実施機関については、太政官制下においても、各地で実施された直轄工事に対応するために個別的に設置された組織を確認することができる。ただし、統一的官制のもとに設置されたのは、内閣制が創設されて以降であった。

明治一九年七月、内務省土木局の管下に、土木監督区署が置かれた<sup>52</sup>。その後、明治一三年八月には「土木監督官制」が定められ、全国六ヶ所（後に七ヶ所）に土木監督署が設置された。同署の所掌事務は、「内務省直轄ノ土木工事ヲ施行シ及地方ノ土木工事ヲ監視スル」とあるように、内務省直轄工事の実施と府県土木工事の監督とされた<sup>53</sup>。

その後、明治三八年（一九〇五）四月に内務省官制が改正されると、土木監督署は土木出張所に改称された。土木出張所の所掌事務は、「治水港灣道路ノ調査監督並其ノ工事及事務」と定められ、府県土木工事の監督機能が削除され、道路・河川・港灣に関わる直轄工事の実施に専従することとされた<sup>54</sup>。

## 二・二 国立公文書館に移管された内務省土木行政関係文書の構成

ここでは、国立公文書館に移管された行政文書のうち、内務省の土木行

政部局が作成・取得し保管していた簿冊について、その構成と特徴を検討する。

なお、簿冊の抽出にあたっては、次の方法で行った。まず、国立公文書館デジタルアーカイブにおいて、検索対象を「簿冊」に設定の上、「内務省」「土木局」「国土局」「土木監督署」「土木出張所」のキーワードを用いてOR検索を実施した。表示された検索結果について、目録情報をCSV出力した後、出力された簿冊の目録情報をすべて目視で確認し、内務省の土木行政部局が作成・取得したものがどうかを判断した【表4】。

## 二・二・二 一 道路行政関係文書の構成

道路課が担った道路行政は、昭和二年二月の内務省廃止後、建設院地政局（昭和三年一月一日設置）、建設省道路局（昭和三年七月一日設置）を経て、国土交通省道路局（平成十三年一月六日設置）に継承されている。したがって、道路課が作成・取得した道路行政関係の簿冊は、建設省道路局または国土交通省道路局から移管された文書群のなかに確認することができる。これらの簿冊は、以下の三つに大別することができる。

第一に、建設省道路局から移管された文書群のうち、「軌道関係」の階層に分類されている二、一六七件である。これらの簿冊のうち、昭和四八年度に移管された分には「軌道・〇〇県・△△〔企業などの名称〕」の名称が、昭和五四年度に移管された分には「地方鉄道法、軌道法による許可、認可等・〇〇県・△△〔企業などの名称〕」の名称が、統一的に付されている。その内容は、軌道法（大正一〇年法律第七六号）に基づく各種認可申請の書類である<sup>55)</sup>。

第二に、平成三年度に建設省道路局から移管された、「有料道路関係」の階層に分類されている七件である。これらの簿冊は、すべて「有料道路関

表4 国立公文書館に移管された内務省土木行政関係文書の構成

区分	移管元組織	階層	移管年度	件数
道路行政関係	建設省道路局	建設省>道路局関係>軌道関係	昭和48年度	2,062
			昭和54年度	105
		建設省>道路局関係>有料道路関係	平成3年度	7
	国土交通省道路局	国土交通省>道路局関係	平成29年度	1
河川行政関係	建設省河川局	建設省>河川局関係>河川関係	昭和48年度	1,892
		建設省>河川局関係>砂防関係	昭和48年度	28
		建設省>河川局関係>公有水面埋立認可関係（河川）	昭和60年度	4
港湾行政関係	運輸省港湾局	運輸省>港湾関係>公有水面埋立認可関係（港湾）	昭和60年度	1
			昭和62年度	3
			平成2年度	8
	国土交通省港湾局	国土交通省>港湾局関係	令和2年度	7
実施機関	国土交通省地方整備局	国土交通省>地方整備局関係	平成13年度	2
			平成15年度	75
			平成16年度	1
			平成24年度	25
			平成25年度	6
			平成26年度	7
令和4年度	3			

合計 4,237

※国立公文書館デジタルアーカイブ（<https://www.digital.archives.go.jp/>）における抽出結果をもとに作成（2025年10月31日検索）。

係書類・内務省・「年代」のかたちに統一化された名称が付されている。その内容は、有料橋梁および渡船場の設置・継続に関する認可関係（五件）、鉄道省官自動車路線道路の占用・工費負担関係（二件）である。橋梁および渡船場に関する文書が含まれているのは、旧道路法（大正八年法律第五八号）第二条において、「道路ヲ接続スル橋梁及渡船場」が道路附属物として位置づけられ、旧道路法の適用対象とされたためである<sup>56</sup>。

第三に、平成二九年度に国土交通省道路局から移管された、「旧道路法大正八年」の一件である<sup>57</sup>。この簿冊には、旧道路法の法文が編綴されているが、旧道路法の制定経緯に関する文書は編綴されていない。国土交通省から移管の際、類似した内容の簿冊「道路法 昭和23・24年」<sup>58</sup>が合わせて移管されていることから、戦後に道路法の全面改正（昭和二七年法律第一八〇号）が議論された際の参考資料として取りまとめられたものと考えられる。

## 二・二・二 河川行政関係文書の構成

河川課が担った河川行政は、内務省の廃止後、建設院水政局（昭和三三年一月一日設置）、建設省河川局（昭和三三年七月一〇日設置）、国土交通省河川局（平成一三年一月六日設置）を経て、国土交通省水管理・国土保全局（平成二三年七月一日設置）に継承されている。このうち、河川課が作成・取得した河川行政関係の簿冊は、建設省河川局から移管された文書群のなかに確認することができる<sup>59</sup>。これらの簿冊は、以下の三つに大別することができる。

第一に、昭和四八年度に移管された、「河川関係」の階層に分類されている簿冊一、八九二件である。これらの内容は、水利認可に関わるものであり、河川法（明治二九年法律第七一号）第一条「河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用

セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」の定めに基づき<sup>60</sup>、企業などが府県に提出した河水利用の申請書類、地方長官から内務省への稟向、それに対する河川課の指令案などが編綴されている。なお、河水利用の用途については、申請の大半が水力発電となっている。

第二に、同じく昭和四八年度に移管された、「砂防関係」の階層に分類されている簿冊二八件である。これらの簿冊は、すべて「砂防指定地編入申請書・（〇〇県）・（△△年指定）」のかたちに統一化された名称が付されている。その内容は、砂防法第二条「砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス」の定めに基づき<sup>61</sup>、砂防指定地への編入を求める申請書、それに係る内務省の告示案などが編綴されている。

第三に、昭和六〇年度に移管された、「公有水面埋立認可関係（河川）」の階層に分類されている四件である。これらの簿冊は、すべて「公有水面埋立法の認可等・〇〇県・「年代」」のかたちに統一化された名称が付されている。その内容は、公有水面埋立法（大正一〇年法律第五七号）に基づく湖川の埋立干拓・占用などに係る認可書類である。管見の限り、申請の埋立対象は湖や川筋とされており、港湾課との事務区分が機能していることが確認できる。

## 二・二・三 港湾行政関係文書の構成

港湾課が担った港湾行政については、昭和三二年二月の内務省廃止を待たず、同省の手を離れることとなった。昭和一八年一月に運輸通信省が新設されると、港湾行政は同省に移管されることとなり、港湾課は運輸通信省港湾局として改組された。戦後は、運輸省港湾局（昭和二〇年五月一九日設置）を経て、国土交通省港湾局（平成一三年一月六日設置）に継

承されている。

港湾課が作成・取得した港湾行政関係の簿冊は、国土交通省港湾局から移管された文書群のなかに確認することができる。簿冊の数量は七件で、すべて令和二年度に移管されたものである。これらの内容は、すべて前出の公有水面埋立法に基づく海面埋立工事の竣功認可に関するものである。

運輸省港湾局から移管された文書群においては、「港湾関係」の階層が設定されているものの、先述の方法での抽出結果は〇件である。そこで、同階層を対象に、「年月日」を内務省が港湾行政を所掌した昭和一八年一〇月以前に設定して検索を行ったところ、該当する簿冊二件を抽出することができた。これらについても、すべて海面埋立に関する認可関係の簿冊である。

## 二・二・四 実施機関文書の構成

土木監督署や土木出張所が担った実施機関としての役割は、内務省の廃止後、建設院地方建設局（昭和三年一月一日設置）、建設省地方建設局（昭和三年七月一日設置）を経て、国土交通省地方整備局（平成一三年一月六日設置）に継承されている。

内務省の実施機関が作成・取得した簿冊については、土木監督署のものは確認できず、土木出張所の簿冊を国土交通省地方整備局から移管された文書群のなかに確認することができる。その内訳は、土地収用関係（土地買収台帳・地上物件台帳など八一件）、河川の改修・利用関係（改修工事工務報告・河川区域認定関係綴など一五件）、工事図面一〇件、河水統制関係（出水記録・自記雨量表など八件）、道路・橋梁関係二件、引継書一件、その他二件である。いずれの簿冊も、工務の現場において長期にわたって現用する必要がある内容をもっていることから、行政機関において保管され続け

てきたものと考えられる。

## 二・二・五 国立公文書館に移管された簿冊群の特徴

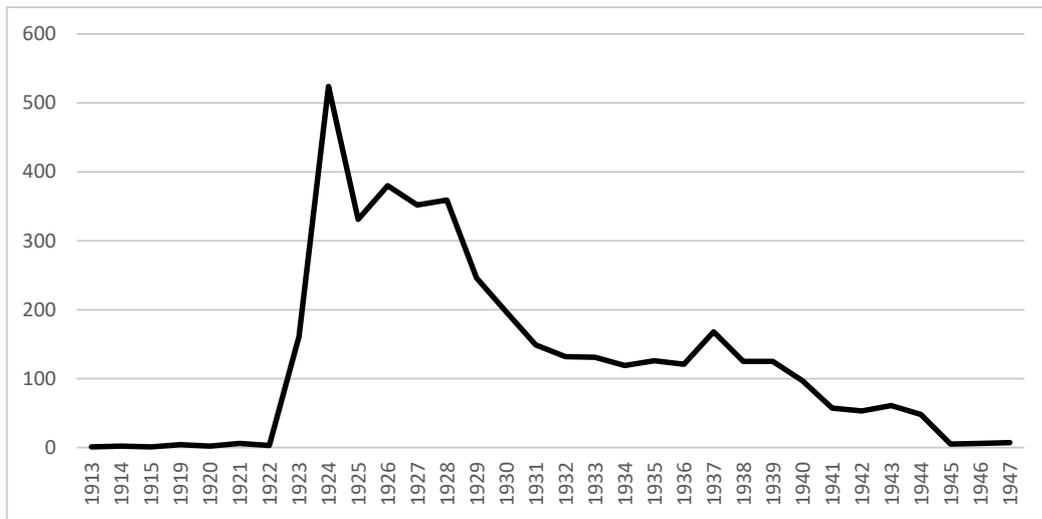
以上を踏まえ、国立公文書館に移管された内務省の土木行政関係文書について、その構成と特徴を整理したい。

第一に、分量である。国立公文書館に移管された内務省の土木行政関係文書の総数は四、一三七件であり、そのほとんどを道路行政（軌道関係）と河川行政（水利関係）の簿冊が占めている。他方、量的には少量であるものの、その他の土木行政に関する簿冊も確認できることは、前章で述べたような規定外の焼亡の危機を免れた内務省文書が、さまざまな部局・分野にわたって保管されてきたことを示している。

第二に、年代幅である。【図】は、国立公文書館に移管された内務省の土木行政関係の簿冊について、その時系列分布を示したものである。ここからは、①最も古い簿冊は大正二年のもので、そこから同一一年に至るまで僅少の状態が続く、②大正二年（一九一三）を境に急増し、翌一三年から昭和三年にかけて数量的ピークを迎える、③内務省廃止直前の昭和二〇年（一九四五）から同二二年の時期は簿冊数が僅少となる、といった傾向を読み取ることができる。①と②からは、大正一二年九月に発災した関東大震災の影響、すなわち震災による庁舎火災によって、それ以前の簿冊のほとんどが焼失してしまったことが窺える。また、②と③からは、昭和期には土木行政が緩やかに低調となりつつも終戦直前まで遂行されていたことと、敗戦と戦後の混乱による影響は時期的には極めて限定的であったことが窺える。

第三に、文書の類型である。内務省の内部部局で作成・取得された簿冊のうち、道路行政については橋梁・渡船場・軌道の認可関係、河川行政に

図 国立公文書館に移管された内務省土木行政関係文書の分布



※内務省土木行政関係の簿冊 4,237 件のうち、作成年代が特定できた簿冊を対象として作成。

については河水利用・湖川の埋立干拓・砂防などの認可・指定関係、港湾行政については海面埋立干拓の認可関係が確認された。つまり、国立公文書館に移管された内務省の土木行政関係文書は、府県との間で往復された土木事務の認可・指定に関するものが大半を占めており、土木行政の基盤となる法令や政策の検討に関するものは確認することができない。他方、実施機関については、土地収用や河川改修に関する文書が多く、直轄工事の現場において、長期にわたって現用文書としての役割を果たしてきたものが移管されている。このことは、実施機関の後継組織である国土交通省地方整備局において、現在もなお内務省文書が保管され続けている可能性を示唆している。

### 二・三 行政機関が保管する内務省土木行政関係文書の事例

ここでは、行政機関における内務省の土木行政関係文書の保管状況を探る一例として、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所に併設されている、淀川資料館の所蔵資料を取り上げる。同館の所蔵資料については、淀川河川事務所のHPにおいて、「書籍」「図面」「写真」別にリストが公開されており、その目録情報を知ることができる<sup>62</sup>。

#### 二・三・一 書籍

淀川資料館所蔵資料のうち、「書籍」として分類されているものの中には、一般に公刊された刊行物だけでなく、内務省の実施機関が作成・取得した簿冊が含まれている【表5】。

まず、特筆すべきは、土木監督署が設置される以前に淀川の河川改修を管轄した、大阪出張土木寮（明治七年〜同九年）および淀川出張土木局（明

治一〇年〜同一九年）が作成・取得したとみられる簿冊が確認できることである。その内訳は、「澁川改築事務章程」をはじめとする関連規則をまとめた「諸規則」が一件、内務省土木局や府県とのやり取りを編綴した「往復簿」が四件となっている。これらの簿冊については、太政官制下の土木行政文書として、管見の限り、最も古い現存例の一つである。

次に、内務省の実施機関として設置された、第四区土木監督署（後に第五区土木監督署に改称）および大阪土木出張所が作成・取得した簿冊について、八二件の現存を確認することができる。内容的には、「竣功報告書」や「竣功明細書」など、河川修築や砂防に関する直轄工事の竣功関係書類を編綴した簿冊が大半を占める。

なお、内務省廃止直前に設置された、近畿土木出張所（昭和一八年〜同二二年）が作成・取得した簿冊は確認することができなかった。

### 二・三・二 図面および写真

淀川資料館所蔵資料のうち、江戸期に作成された地図類や近代の河川工事に関する図面類について、「図面」リストに収録されている。当該リストには「工事種別」の項目があり、この情報を手がかりにすることで、内務省が実施した直轄工事の図面を判別することができる。収録されている図面のうち、内務省土木監督署および土木出張所によって実施された河川工事に関するものは、一三二件である【表6】。これらのうち、御雇外国人ヨハネス・デレーケを招聘して実施した淀川修築工事（明治七年〜同二九年）、内務省直轄工事に指定された淀川改良工事（明治三〇年〜同四三年）および淀川改修増補工事（大正七年〜昭和六年）に関する図面が多く確認される。このほか、第五区土木

作成部局	年代	件数
大阪出張土木寮	明治7~9年	1
淀川出張土木局	明治10~19年	4
第四区土木監督署	明治19~27年	17
第五区土木監督署	明治27~38年	10
大阪土木出張所	明治38~昭和18年	55
近畿土木出張所	昭和18~22年	0

合計 87

※淀川資料館「図面」リストをもとに作成。

工事種別	実施期間	件数
淀川修築工事	明治7~29年	66
淀川修築修繕工事		15
淀川改良工事	明治30~43年	66
淀川下流改修工事		26
淀川改修増補工事	大正7~昭和6年	58

合計 231

表7 淀川資料館所蔵の内務省土木行政関係写真

撮影年代	撮影対象			総計
	工事関係	災害関係	その他	
明治18年	0	10	0	10
明治29年	9	0	0	9
明治30年	6	0	0	6
明治31年	3	0	0	3
明治32年	0	0	0	0
明治33年	8	0	0	8
明治34年	2	0	0	2
明治35年	0	0	0	0
明治36年	0	0	0	0
明治37年	2	0	0	2
明治38年	4	0	0	4
明治39年	12	0	0	12
明治40年	10	0	0	10
明治41年	25	0	0	25
明治42年	3	0	0	3
明治43年	9	0	0	9
明治44年	0	0	0	0
大正元年	10	0	0	10
大正2年	0	0	0	0
大正3年	2	0	0	2
大正4年	2	0	0	2
大正5年	0	0	0	0
大正6年	2	26	0	28
大正7年	59	0	0	59
大正8年	4	0	0	4
大正9年	7	0	0	7
大正10年	18	2	0	20
大正11年	9	0	0	9
大正12年	5	0	0	5
大正13年	2	0	0	2
大正14年	10	0	0	10
昭和元年	18	0	0	18
昭和2年	7	0	0	7
昭和3年	30	0	0	30
昭和4年	28	29	0	57
昭和5年	59	0	0	59
昭和6年	0	0	0	0
昭和7年	0	0	0	0
昭和8年	0	0	0	0
昭和9年	7	107	0	114
昭和10年	7	107	0	114
昭和11年	0	0	0	0
昭和12年	0	0	0	0
昭和13年	15	0	4	19
昭和14年	30	0	1	31
昭和15年	8	0	0	8
昭和16年	20	0	0	20
昭和17年	15	0	0	15
昭和18年	14	0	0	14
合計	481	281	5	767

※淀川資料館「写真」リストをもとに作成。

監督署長を務めた沖野忠雄が策定した「大阪築港計画」に関する図面二五点を確認することができる。

他方、「写真」リストには、淀川資料館が所蔵する写真資料一、〇二六件について、同館によって同定された撮影対象や撮影年代などの情報が記載されている。ただし、同定された情報には「撮影者」に関するものは含まれていないため、これらの写真が内務省の実施機関によって撮影されたものかどうかを判別することはできない。そのため、ここでは参考情報として、内務省が存在した明治六年から昭和二二年に撮影された写真資料について、内容・年代に関する分布を掲げるに止めておくこととする【表7】。

## おわりに

本稿は、内務省文書の構造的理解に向けた第一歩として、以下の検討を行った。

第一章では、広範な行政事務を掌った内務省の所掌事務とその後継組織の全体像を捉えるとともに、同省における文書保存規程の変遷を概観した。この作業を通じて、内務省文書の構造的理解を進めるための基盤が整ったといえるだろう。

第二章では、広範多岐に及ぶ内務省文書について、土木行政関係文書に対象を絞って、その構成と特徴を検討した。国立公文書館に移管された行政文書については、内務省土木行政部局の後継組織である建設省・運輸省・国土交通省からそれぞれ移管されており、認可関係の簿冊を中心に、まとまった量の文書が存在することを確認した。また、近年においても行政機関からの移管が行われていること、行政機関の地方支分部局において内務省文書が多数保管されていることから、内務省文書のさらなる存在可能性

を確認した。

令和八年（二〇二六）は昭和元年（一九二六）から起算して満百年を迎える「昭和100年」にあたり、政府による関連施策の一つとして、「昭和期公文書の国立公文書館等への移管の促進」が掲げられている<sup>83</sup>。この施策は、行政機関等において昭和期に作成された文書などが保存されていないか総点検を行い、存在が判明した場合は速やかに国立公文書館等への移管の措置をとるよう促す、というものである。こうした取組を通じて、内務省文書が新たに発見されることを期待したい。

## （付記）

本稿の執筆にあたっては、「はじめに」・第一章を齋藤智志が、第二章・「おわりに」を淺井良亮がそれぞれ担当した。

1 内務省に関する著作や先行研究は多岐にわたるが、概説的な内容を含むものとして、大霞会編『内務省史』（全四巻、地方財務協会、一九七一年）、副田義也『内務省の社会史』（東京大学出版会、二〇〇七年）、内務省研究会編『内務省』（講談社、二〇二五年）が主なものとして挙げられる。

2 前掲注1『内務省史』一巻、三頁。

3 黒澤良『内務省の政治史』（藤原書店、二〇一三年）二四六頁。下重直樹「コラム④ 内務省とそのアーカイブズ」（前掲注1『内務省研究会編』）。

4 永桶由雄『自治省より移管された内務省関係公文書について』『北の丸』一三号、一九七〇年二月。「国立公文書館所蔵『自治省から移管された旧内務省文書』目録」（山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成』五、弘文堂、一九九八年）。高木重治「地方行政関係文書の特徴について」『北の丸』

五六号、二〇二四年三月。

<sup>5</sup> 池田順編集・解説『昭和戦前期内務行政史料』全三六巻、ゆまに書房、二〇〇〇～二〇〇一年。

<sup>6</sup> 山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』八三六号、二〇二〇年九月。

<sup>7</sup> 以下本節では、主に『内務省史』第一編「通史」、第二編各章、第四巻所収の組織変遷図を参考とし、これらのみを参照した記述には特に注を付さないこととした。なお、黒澤前掲書でも現在の省庁に当てはめて最終的な移管先を整理しているが、本節ではより具体的な変遷を述べていく。

<sup>8</sup> 先行研究および国立公文書館デジタルアーカイブを用いて調査を行った（二〇二五年一月二五日時点）。資料群レベルでの把握を重視して、文書の標題・内容レベルには立ち入らないこととする。なお、前掲注<sup>6</sup>山田論文は中央行政省庁・官衛及び旧植民地中央庁の昭和二〇年以前の公文書保存状況を表にまとめており（一二、一四頁）、網羅的ではないものの、内務省文書についても表題に触れつつ掲載しているので、適宜参照されたい。

<sup>9</sup> 『戦後自治史第八内務省の解体』自治大学校、一九六六年、六章三節「内務省の解体」。前掲注<sup>1</sup>『内務省史』三巻二編二部七章「内務省解体の経緯」。

<sup>10</sup> 「総務省の沿革」総務省HP、二〇二五年一月一六日確認。https://www.soumu.go.jp/menu\_news/kouhoushi/soumu\_p/pdf/01\_y.pdf

<sup>11</sup> 大日方純夫・勝田政治「解説」（大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書』一四巻、三一書房、一九八四年）四八七頁、四九三～四九六頁。前掲注<sup>1</sup>『内務省史』一巻二編「通史」。

<sup>12</sup> 前掲注<sup>4</sup>高木論文、四～五頁。

<sup>13</sup> 前掲注<sup>4</sup>永桶論文、前掲注<sup>4</sup>「国立公文書館所蔵『自治省から移管された旧内務省文書』目録」。そのほかの自治省・総務省移管文書中にも内務省が

作成・取得部局となっているものが若干含まれる。前掲注<sup>4</sup>高木論文。

<sup>14</sup> 内閣記録局編『法規分類大全』第一巻、原書房、一九七八年、一四二頁。内閣記録局編『法規分類大全』第七二巻、原書房、一九七九年、二六八～二六九頁、気象庁編『気象百年史』気象庁、一九七五年、一〇六頁。

<sup>16</sup> ただし、検閲に関する事務はこれ以前の明治一四年（新聞・雑誌検閲）、明治一七年（政事法律風俗関連）に順次警保局に移管されている。大日方純夫・勝田政治「解説」大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書』一四巻、三一書房、一九八四年、四九二頁。

<sup>17</sup> 三上昭美「内務省」（『日本古文書学講座』第九巻近代編Ⅰ、雄山閣出版、一九七九年）、中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央政機関編』（岩田書院、二〇〇九年）五二五～五七八頁、下重直樹「解説3 内政・経済関係官庁における公文書管理」（同前書所収）一一九七～一一九九頁。

<sup>18</sup> 渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ』樹書房、二〇二二年、六六～八一頁、二〇〇～二〇七頁。

<sup>19</sup> ほかに日誌兼月報掛、刊行物兼庶務掛、受付掛、写図掛、写字掛が設置されている。

<sup>20</sup> 「内政編年録」は寮・局・府県ごとに編纂するものとされており（表2-1-1）、「内政類典」は明治一九年一月改正後の資料によると、各局掌管の事務につき部門を大別、事類により章・款を立てるものとされた（表2-2-2）。なお、「編纂例言並内政編年録凡例」（表2-1-1）と「内政類典例言改正」（表2-2-2）は、明治一九年二月に元老院庶務課の求めに応じて内務省記録局から提出された一続きの写しで、「編纂例言」「内政編年録凡例」「内政類典例言」「内政類典部目」の順で掲載されており、「編纂例言」の標題下に「一九年一月四日制定」、「内政類典部目」の標題下に「一九年一月改訂」

と記されているが、「内政編年録凡例」文中には「寮」の記載があることから明治九年創定時の内容、「内政類典例言」は「局」のみの記載であることから明治一九年改正後の内容と推定される。

<sup>21</sup> 前掲注18 渡邊書、前掲注17 下重解説、中野目徹『近代史科学の射程』弘文堂、二〇〇〇年。

<sup>22</sup> 前掲注17 下重解説、一一九八頁。

<sup>23</sup> 「分課規程」『官報』二四四〇号、一八九一年八月一七日、一四八頁、「内務省分課規程」『官報』三二一〇号、一八九三年二月九日、九二頁。

<sup>24</sup> なお、本規程の訓令が出される直前には、地方局の局長・書記から行政課宛に、省号のない文書の編纂・保存・廃棄を主務課で措置する件の通牒が出されている(表2-27)。

<sup>25</sup> 前掲注17 中野目・熊本編、五五九〜五六四頁、五七六〜五七八頁。

<sup>26</sup> この点は前掲注3 下重コラムがまとめているが、改めて内容に立ち入って述べていきたい。

<sup>27</sup> 「内務省第一回年報一」(『内務省年報・報告書』一卷、三二書房、一九八二年)一六四〜一六六頁。

<sup>28</sup> 「図書局第三回年報」『内務省年報・報告書』五卷、三二書房、六八二〜六八四頁。

<sup>29</sup> 内務省社会局編『大正震災志』(下巻、内務省社会局、一九二六年)七五〇〜七五一頁。

<sup>30</sup> 前掲注3 下重コラム。

<sup>31</sup> 遠山範重「震災で重要書類投下」(大霞会編『内務省外史』地方財務協会、一九七七年)二六七〜二六八頁、遠山範重「関東大震災で重要書類の運び出し」(大霞会編『続内務省外史』地方財務協会、一九八七年)七二〜七三頁。

<sup>32</sup> 川村芳次『地方自治創造の悦び』私家版、一九七七年、四一五頁。

<sup>33</sup> 大山正「文書を全部焼く」(大霞会編『続内務省外史』地方財務協会、一九八七年)三〇七〜三〇八頁。

<sup>34</sup> 厚生省社会局『社会局参拾年』厚生省社会局、一九五〇年、八三頁。

<sup>35</sup> 加藤聖文「敗戦時における公文書焼却の再検討」(『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇一五号、二〇一九年三月)。

<sup>36</sup> 前掲注1『内務省史』三巻、三〜一六七頁。

<sup>37</sup> 「寮司ヲ置ク」(『大政類典』第二編・明治四年〜明治十年・第十五巻・官制二・文官職制二)国立公文書館所蔵、請求番号：太〇〇三三七一〇〇。

<sup>38</sup> 「内務省沿革資料(寮、局、歴代内務大臣調)」国立公文書館所蔵、請求番号：昭四八自治〇〇二九九一〇〇。

<sup>39</sup> 「内務省ノ官制ヲ定ム」(『公文類聚』第十編・明治十九年・第二巻・官職一・官職総、官職二・職制章程第一)国立公文書館所蔵、請求番号：類〇〇二四八二〇〇。

<sup>40</sup> 内閣記録局編『明治職官沿革表』合本五、原書房、一九七八年、一二一〜一二四頁。

<sup>41</sup> 「内務省分課規程ヲ定ム」(『公文類聚』第十七編・明治二十六年・第七巻・官職一・官制一・官制二(内閣・枢密院・外務省・内務省))国立公文書館所蔵、請求番号：類〇〇六三七一〇〇。

<sup>42</sup> 『現行法規集追録第四十一号』太蔵省、一九一一年。

<sup>43</sup> 「内務省処務要覧」(『種村氏警察参考資料第十五集』国立公文書館所蔵、請求番号：平九警察〇〇七〇〇一〇〇)。

<sup>44</sup> 「内務省分課規程中改正」(『内務大臣決裁書類・昭和十六年(上)』国立公文書館所蔵、請求番号：平九警察〇〇二八八一〇〇)。

<sup>45</sup> 前掲注39「内務省ノ官制ヲ定ム」。

<sup>46</sup> 前掲注40『明治職官沿革表』合本五、一二一〜一二四頁。

47 前掲注41 「内務省分課規程ヲ定ム」。

48 前掲注42 『現行法規集追録第四十二号』。

49 前掲注43 「内務省処務要覧」。

50 前掲注44 「内務省分課規程中改正」。

51 前掲注43 「内務省処務要覧」。

52 内閣記録局編『明治職官沿革表』合本一、原書房、一九七八年、二四二～二四三頁。

53 「土木監費監督官制・御署名原本・明治二十三年・勅令第五百五十七号」国立公文書館所蔵、請求番号：御〇〇七三九一〇〇。

54 「治水港灣道路ノ調査監督及其工事並ニ従事スル職員設置明治四十二年第五百二十五号（内務省ニ臨時職員設置）廃止・御署名原本・明治四十四年・勅令第九十七号」国立公文書館所蔵、請求番号：御〇八八五五一一〇〇。

55 軌道法に基づく実施業務については、鉄道省との共管とされていた。そのため、鉄道省の後継組織である運輸省から移管された鉄道省文書（昭和四九年度移管分）のなかに、道路課が作成した文書が編綴された簿冊を確認することができる。

56 「道路法・御署名原本・大正八年・法律第五十八号」国立公文書館所蔵、請求番号：御一一五六七一〇〇。

57 「旧道路法 大正8年」国立公文書館所蔵、請求番号：平二九国交〇〇〇一九一〇〇。

58 「旧道路法 大正23・24年」国立公文書館所蔵、請求番号：平二九国交〇〇〇一八一〇〇。

59 本稿執筆時点において、国土交通省水管理・国土保全局から移管された文書を確認したところ、その作成年代は昭和五三年が上限であり、内務省が存在した昭和二年以前に作成・取得された簿冊は確認することができな

かった（二〇二五年一〇月三十一日確認）。

60 「河川法・御署名原本・明治二十九年・法律第七十一号」国立公文書館所蔵、請求番号：御〇二二六八一〇〇。

61 「砂防法・御署名原本・明治三十年・法律第二十九号」国立公文書館所蔵、請求番号：御〇二六六七一一〇〇。

62 「所蔵資料の閲覧」国土交通省淀川河川事務所HP、二〇二五年一〇月三十一日確認。 <https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/shisetu/yodo-museum/shozushiryouturan.html>

63 「国における「昭和100年」関連施策一覧」、「昭和100年」ポータルサイト、二〇二五年一〇月三十一日確認。 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/pdf/country\\_list.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/showa100nen/portal/pdf/country_list.pdf)

（公文書専門官）  
（アジア歴史資料センター研究員）